

Title	アメリカに於ける喪失・盗難証券の報告・照会制度
Sub Title	System for reporting and inquiry of missing, lost or stolen securities in the United States
Author	竹中, 正明(Takenaka, Masaaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.12 (1987. 12) ,p.139- 162
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	高鳥正夫教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19871228-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アメリカに於ける 喪失・盗難証券の報告・照会制度

竹 中 正 明

はじめに

- 一、制度創設の沿革
- 二、報告・照会制度の概要
- 三、報告・照会制度の運用状況
むすび

はじめに

法務省民事局参事官室が、昭和六一年五月に公表した「商法・有限会社法改正試案」（以下「試案」と略称する。）は、喪失株券の失効制度に関し、現行の公示催告・除権判決制度に代えて、新たな制度の導入を提案している（三株式・持分13）。

その骨子は、(1)会社に対する喪失届出後一定の期間（例えば三年）内に、会社に対し当該株券の提出がされないうきは、当該株券は失効し、届出者は再発行を請求できる。(2)喪失届出株券が会社に提出されたときは、喪失届は失効する。(3)届出日の翌日以降、株券の売買（その媒介、取次又は代理を含む）を業とする者については、当該株券についての善意取得を認めない。というものである。

この提案に対して寄せられた各方面の意見書は、賛成が多いが、前記(3)の株券の売買を業とする者に関する善意取得の取扱いについては、異論がかなり見られるとのことである⁽¹⁾。

その要点は、取引の都度会社に照会するのでは酷であり、また株式取引の円滑を阻害する恐れがあるというにある。そしてその対策として、届出の事実を容易に知り得る方策を講ずべきであるとする意見も少なくない⁽²⁾。

この点に関して、世界最大の株券等の証券の流通市場を擁するアメリカでは、数年前から喪失・盗難証券の報告・照会制度が創設され、かなりの成果をあげていると伝えられている⁽³⁾。喪失株券の再発行については、周知のようにわが国と制度を異にするとはいえず、喪失登録及び照会という面に関しては、前記試案の提案の改善に参考とすべき点が少ないように思われる。そこでその概要並びに現況につき紹介を試みることにした。

- (1) 大谷禎男「商法・有限会社法改正試案各界意見の分析」別冊商事法務九三号、五九～六〇頁。
- (2) 高等裁判所・地方裁判所（最高裁判所事務総局民事局でとりまとめたもの）の意見、石油連盟の意見など。
- (3) Report by The U.S. General Accounting Office, "SEC's Efforts To Find Lost And Stolen Securities", May 18, 1984; SEC, Annual Report, 1985, p. 29.
- (4) アメリカには証券そのものを失効させる除権判決のような制度はない。このため、実務の上では株券喪失申立人から賠償証書 (indemnity bond) の差入れを求め、株券を再発行し、もし喪失株券の適法な所持人が現われた場合には、会社は賠償証書により保険金入手して市場から株券を買付け、これを破棄することにより株券の二重発行を回避するという慣行が確立している。

一、制度創設の沿革

(1) 一九七五年証券諸法改革法 (Securities Acts Amendments of 1975)⁽¹⁾ 一九七五年六月四日発効した同法は、全国市場システムの確立、清算機関・預託機関及び名義書換代理人の規制、自主規制機関とそれに対するSEC (Securities and Exchange Commission) 証券取引委員会 の監督の強化、地方債券取引の規制及び機関投資家の証券取引・保有状況の開示などを実現するため、既存の証券関係諸法に改正を加えるというオムニバス立法である。

その一環として、一九三四年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 一七条にf項が新設され、証券取引に携わるすべての者に、喪失又は盗難証券に関するSECへの報告及び照会が義務付けられた。

この構想は、一九七〇年にSECが証券投資者保護法 (Securities Investor Protection Act of 1970) に関して問題提起をし、翌七一年から七四年にかけて行われた議会公聴会を経て固められたものである。⁽²⁾

(2) SEC規則の制定とパイロット・プログラムの実施 新設の証券取引所法一七条のf項は、SECに制度運営の細目に関する規則制定を授権したので、SECは一九七六年一月二〇日に規則案を公表し、関係者に広く意見を求めた。

これに対し数多くの意見書が寄せられたので、SECはこれらを検討のうえ原案に一部修正を加え、同年一月六日付で規則二四〇・一七f-1を制定し、一九七七年三月一日から一九七八年二月二十八日までの一年間、パイロット・プログラムとして実施すると発表した。⁽³⁾ その目的は規則及びシステムの有効性を確かめることであると説明されている。そして、この間は、①統一証券確認番号 (CUSIP number) CUSIP = Committee on Uniform Securities Identification Procedures) の無い証券は報告及び照会の対象外とし、また②総額一千万ドル未満の取引は照会義務を免除することを定めた。なおSECはその運用結果によっては、規則やシステムを改めることもやぶさかではない旨をも明らかに

した。

しかし、予定通りには進まず、パイロット・プログラムの実施は延期され、報告と記録保存に関する部分は七七年一月三日から、また照会とその他の事項に関する残りの部分については翌七八年一月二日から実施と改められた。これに伴い、その終期も七八年二月三日までと変更された⁽⁴⁾。

さらにこの間の検討の結果として、パイロット・プログラム実施中の例外的取扱いについても修正が加えられた。すなわち、前記①の除外証券にCP（コマースナルペーパー）などの短期証券が追加された。次に②の取引総額一千万ドルの算定基準は、債券は券面額、株式は時価によることとされた。そして新たに、③名義書換代理人は照会義務が免除された。SECはこの追加修正により、金融機関は過度の負担なしにこの制度を通常の商取引の手順に取込める筈だと述べている。

この間にSECは、喪失証券に関する報告及び照会受付機関（Entity to Receive Reports and Inquiries）として、オートックス社（Aut. Ex. Inc.）を七七年五月一二日付で指名した⁽⁵⁾。SECは規則制定時の通牒の中で、この種業務をその指名者に委託する意向を明らかにすると共に、選定基準をも公表して受託者の勧誘を行なってきた。この種の業務には、データ処理および情報の迅速な受け入れ並びに提供という高度の専門知識ないし技術が要求されるため、民間の専門業者への委託という方法が採られたものである。委託期間は二年毎に更新される。なおその後同社はアイテル社に買収されてアイテル・オートックス社（ITEL Aut. Ex. Inc.）となり、この業務についてはその一〇〇％子会社であるセキュリテイズ・インフォメーション・センター社（Securities Information Center Inc. 略称 SIC）が担当して現在に至っている。

(3) 恒久制度への移行　パイロット・プログラム期間中の七八年七月三十一日付で、SECは再び制度改善についてのコメントを求めた⁽⁶⁾。これに対して百二十余のコメントが寄せられた。SECは検討の結果、パイロット・プログラム

の実施期間を一九七九年六月三〇日まで延長することとし、これらの意見を織込んだ改善案を提案すると共に、重ねてコメントの提出を求め、三十四通の追加コメントが得られた。しかし追加意見にはそれ程重要なものは含まれていなかったという。

そこでSECは、一九七九年七月一日より制度を本格実施することとし、併せて同日付で規則等の最終改正を行う旨を、同年五月三十一日付の通牒で公表した⁽⁸⁾。

主な改正点は、①報告義務を負う機関の登録に関する規定を定める。ただし国法証券取引所(National Securities Exchange)においてのみ取引を行ない公衆と取引することのないディーラー等は除外する。②パイロット・プログラム期間中の例外措置を規則に組込む。③以前に無記名証券を売付けた顧客から直接その証券を受入れる場合の照会義務の除外規定を新設する。④解釈による運用で認めてきた券面受渡拠点(certificate drop)及び連邦準備銀行又はその支店から受入れた証券についての照会免除を規則に組込む。などである。

- (1) 同法については、拙稿「アメリカの証券制度改革」ジュリスト五九五号、神崎克郎「米国の一九七五年証券諸法改正法」インベストメント一九七六年二月、六月号を参照されたい。
- (2) SEC Release No. 34-13053 (Dec. 16, 1976).
- (3) SEC Release No. 34-12030 (Jan. 20, 1976).
- (4) SEC Release No. 34-13832 (Aug. 5, 1977).
- (5) SEC Release No. 34-13538 (May 12, 1977). SECでは基準に合致したことのほか、最もコストが低いことを理由としてする。
- (6) SEC Release No. 34-15015 (July 31, 1978). コメントの提出期限は当初九月八日であったが、一〇月一五日に延期された (No. 34-15159, Sept. 22, 1978)。
- (7) SEC Release No. 34-15289 (Nov. 1, 1978), No. 34-15683 (March 29, 1979).
- (8) SEC Release No. 34-5867 (May 31, 1979).

二、報告・照会制度の概要

(1) 報告機関 (reporting institution) とその登録 喪失・盗難証券の報告を義務付けられるのは報告機関である。規則によれば報告機関とは、①国法証券取引所、②同上の会員、③登録証券団体、④ブローカー、⑤ディーラー、⑥地方債ディーラー、⑦登録名義書換代理人 (registered transfer agent)、⑧登録清算機関 (registered clearing agency)、⑨同上の参加者、⑩連邦準備制度の会員、及び⑪連邦預金保険会社 (Federal Deposit Insurance Corporation) により保険される銀行と定められている (a項)。

これらの報告機関は、SEC又はその指定機関に登録しなければならない。ただし、国法証券取引所のフロア (立会場) において、他の会員ののためにのみ証券の取引を行ない、一般顧客の証券は取扱わない取引所会員⁽¹⁾及び、登録ブローカー又は同ディーラーで、可変契約 (variable contracts) 及び又は有限責任パートナーシップ持分 (limited partnership interest) の売買のみを行ない、報告・登録制度の対象となる証券を取扱わない者は除外される (b項)。

(2) 除外証券 次に掲げる各種の証券は、この制度の適用から除外される (f項)。

①連邦政府、その機関 (agency or instrumentality)、世界銀行 (International Bank for Reconstruction and Development)、及び米州開発銀行 (Inter American Development Bank) が発行する記名証券並びにその偽造証券。これらについては連邦財務省の指示 (instruction) 並びに金融業界の慣行 (current practice) により、連邦財務省又はニューヨーク連邦準備銀行への報告が従来から行なわれているためである。もしその中に盗難証券が含まれていれば、しかるべき法律執行機関 (appropriate law enforcement agency) に報告することが要請されている⁽²⁾。

②統一証券確認番号 (CUSIP number) を得ていない証券⁽³⁾。この番号は全国的に取引されている証券 (ただしCP及びCD等の金融市場証券を除く) のみに与えられる。喪失・盗難証券の報告・照会制度は一般投資家に広く保有され、最

も容易に譲渡でき、かつ紛失、盗難又は偽造等の生じ易い証券を対象とすることによって、その機能を發揮できるという考え方から、SECはそれ以外の証券を適用除外としたのである。なお、これらの証券は、前述のように試行期間中から除外されてきたが、その間にSECに寄せられた意見の多くが、恒久的除外を望んでいたこともその理由の一つとされている。

③債権の利札。②と同様に試行期間中の除外措置が恒久化された。SECは、利札にはそれが付されていた債券(本券)と同一の番号が付されているので、疑わしい場合には利払機関が利払いの際に本券の盗難・喪失登録の有無を照会することにより、利札の有効性確保のために適切な措置がとれることをその理由として⁽⁴⁾いる。

(3) 報告を要する場合 規則によれば次の通りである(○項)。

①盗難証券。盗難発見後一営業日以内にSEC(その指名者を含む。この点後述。以下同じ)及び名義書換代理人にその旨を報告しなければならない。さらに然るべき法律執行機関(appropriate law enforcement agency)⁽⁵⁾にも報告を要する。

②紛失又は喪失証券。犯罪行為によらず証券が二営業日間紛失又は喪失していることを発見したときは、その後一営業日以内にSEC及び名義書換代理人に報告しなければならない。ただし、次の場合はこの限りでない。

(i)顧客、名義書換代理人、銀行、ブローカー又はディーラーへ受渡しのため輸送中に喪失したときは、相手方から未受領の通知を受取った後二営業日内又は喪失証券の番号確認の直後に行なえばよい。

(ii)喪失が法令等により求められている数量計算又は照会(配当基準日における株数確認や監査などの場合)の過程で生じたときは、作業終了日から十日以内又は喪失証券の番号確認の直後に行なえば足りる。

(iii)受渡、預託又は引出しの過程で未受領となった場合の報告は、次の通りとする。

(iv)清算機関(clearing agency)を経由したときは、渡方は受方から請求を受けた後二営業日以内に証券番号を受方に伝え、受方は一営業日以内に証券番号を報告しなければならない。

(ロ)受渡が窓口を通して行なわれ、渡方が受取書を所持している場合には、渡方は受方から請求を受けた後二営業日内に証券番号を受方に伝え、受方は一営業日内に証券番号を報告しなければならない。

渡方が受取書を所持していない場合には、渡方は未受領の通知を受方から受けた後二営業日内に報告しなければならない。

(ハ)受渡が郵便又は運送(via draft)により行なわれ、支払い代金が十営業日内に受領されない場合には、渡方は受方に受領したかどうかを確認し、未受領の場合には二営業日内にその旨を報告しなければならない。

③偽造証券。各報告機関は、偽造証券の発見後一営業日内に、SEC、名義書換代理人及び然るべき法律執行機関にその旨を報告しなければならない。

④証券の回収(recovery)又は発見。各報告機関は、既に紛失、喪失又は盗難の報告が為された証券を回収もしくは発見したときは、一営業日内にその旨をSEC、名義書換代理人に報告しなければならない。

もし盗難の報告が然るべき法律執行機関に対して行なわれていた場合には、発見の報告はこれに対しても行なわなければならない。

ただし、回収の報告は、その証券につき紛失、喪失又は盗難の報告を行なった報告機関のみが報告義務を負う。

(4)報告すべき事項 報告すべき事項は次の通りである。

- ①証券の発行者
- ②証券の種類(type)及び組(series)
- ③発行日
- ④満期日
- ⑤額面金額

⑥利率

⑦証券番号及び記号

⑧名義人

⑨偽造の場合は発見の事情

⑩CUSIP番号

⑪FINS番号⁽⁶⁾

報告はSEC所定の様式 (Form X-17F-1A) により行なわなければならない。(次ページ資料)

(5) 照会を要する場合 各報告機関は、登録名義書換代理人を除き、担保取り、書換その他によりその所有又は保管することとなるすべての証券につき、SECに紛失、喪失、偽造又は盗難の報告が為されていないかどうかを照会しなければならない(d項)。

ただし次の証券はこの限りではない。

① 発行者又は発行代理人から直接受入れた証券。事故の心配がないからである。

② 他の報告機関又は連邦準備銀行もしくはその支店から受入れた証券。相手方がすでに照会義務を果しているからである。

③ 報告機関がその顧客から受け入れた証券で、(i)顧客自身又はそのノミニーの名義のもの、又は(ii)かつてその顧客に売却し、報告機関の内部記録の上で有効であるもの。

④ 額面合計一万ドル以下の債券又は市価合計一万ドル以下の株式の取引の一部である証券。

⑤ 報告機関のために証券の受入れ及び引渡を行う子会社 (certificate holder) から直接受入れた証券。

SECは、これらの証券を照会の対象から除外したのは、大部分の場合につき照会を不要とし、紛失、喪失又は盗

(資料)

Please Type or
Print Clearly

FORM X-17F-1A
MISSING/LOST/STOLEN/COUNTERFEIT
SECURITIES REPORT

1. **REPORTING INSTITUTION:** NAME _____
ADDRESS _____
_____ ZIP CODE _____
_____ ATTENTION _____
TELEPHONE NO. _____

FINS/SIC IDENTIFIER NUMBER _ _ _ _ _ () () ()

2. **TYPE OF REPORT:** LOSS RECOVERY UPDATE

3. **DATE OF LOSS/RECOVERY** _____

4. **TYPE OF LOSS:** MAIL DELIVERY ON PREMISES CLEARING OTHER _____

5. **TYPE OF SECURITY:** COMMON STOCK PREFERRED STOCK CORPORATE BOND
 MUNICIPAL BOND GOVERNMENT AGENCY OTHER _____

6. **NAME OF ISSUER** _____

7. **INTEREST RATE** _____ 8. **MATURITY DATE** _____

9. **CUSIP NUMBER** _ _ _ _ _

10. **BEARER/NAME OF REGISTERED HOLDER** _____

11. CERTIFICATE/SERIAL NUMBERS	12. DENOMINATION/SHARES	13. ISSUE DATE
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

14. **ADDITIONAL PAGES ATTACHED** 15. **TOTAL CURRENT MARKET OR FACE VALUE \$** _____

16. **COUNTERFEIT** _____

If Counterfeit—Distinguishing Characteristics

17. **CRIMINALITY INDICATED** **REPORTS FILED WITH:** 18. **FBI** 19. **LOCAL POLICE**

20. **TRANSFER/PAY AGENT** _____

21. **INSURANCE CO.** _____

22. _____ **AUTHORIZED SIGNATURE** 23. _____ **DATE**

難証券が含まれ易いと思われる場合につき照会を要請することにより、この制度が通常の商取引の過程に不当な分裂 (undue disruption) が起らないようにするためであると述べている。⁽⁷⁾

(6) 照会の時期 照会を何時行なえばよいかについて規則は明確に定めていない。SECはパイロット・プログラムの実施に当たり、対価を支払う前に照会を行なうのが経済の現実にかなっており、特に証券や状況が怪しいと思われる場合には尚更であるとの見解を示し、各方面の意見を求めたが、寄せられた意見の多くがこれを支持したとのことである。⁽⁸⁾

(7) 照会の方法 規則は、照会はSECが定める方法によらなければならないとのみ定めている (d項⁽²⁾)。

これは後述のように報告の受領並びに照会への応対等の業務をSEC自身が行わず、データ処理の民間専門業者を指名して代行させるという方法をとることを予定していたため、及びデータ処理システムは技術的变化が著しく固定的に定めるのは適当でないことなどによるものと思われる。

現行の照会の方法には、報告機関からの直接照会と他の報告機関を通ずる間接照会の二つがある。直接照会は、電話、テレックス又は郵便により指名機関に対して行なわれている。⁽⁹⁾

(8) 記録の保存義務 各報告機関は、報告書 (Form X-17F-1A) の写し、他の報告機関との間のこの制度に関する契約書及びSECから受取った照会結果に関する確認書のすべてを、三年間保存しなければならない (g項)。⁽¹⁰⁾

(9) 報告・照会受付機関 冒頭に述べたように、この制度の中核となる喪失・盗難証券に関する報告及び照会の受付並びに照会の応答の業務は、大量のデータの管理と迅速な検索という高度の情報処理に関する専門的知識が求められる。このためSECは当初から規則において報告及び照会先を「委員会又はその指名機関 (Commission or its designee)」と定め、然るべき専門業者に委託する姿勢をとっていた。

SECは、パイロット・プログラムの段階ではコンピューターを借りた手作業中心のシステムから始めるのが

無難であるが、将来はリアル・タイムでオン・ラインによる完全自動のシステムにすることを目標とし、選定条件を明示して希望者を募集した。提示した条件の中で、SECは、システムの運用コストが可能な限り低いことが望ましいと強調している。⁽¹¹⁾

その結果、前述のように一九七七年五月オーテックス社が指名された。SECは指名に関する通牒の中で重ねて指名の条件を詳細に示し、この指名は恒久的なものではなく、同社が指名基準から外れた場合は他の然るべき機関を指名する考えであることを明らかにしている。⁽¹²⁾

しかし、その後同社はアイテル社に買収され、アイテル・オーテックス社となったのに伴い、指名機関の業務を専門に行なう子会社としてSIC (Securities Information Center Inc. の略称) が設立され、同社が指名機関となった。⁽¹³⁾その後今日まで同社は指名機関としての地位を保っている。

この他に、パイロット・プログラムのスタート時には、規則は「然るべき補助機関 (Appropriate Instrumentality)」として連邦準備銀行又はその支店 (連邦政府、その機関又は補助機関、世界銀行、米州銀行及びアジア開発銀行の発行する証券に関して) 及びSEC (その他の証券に関して) を指名し (旧a項2号)、報告及び照会はこれらに対して行なうものとしていた (旧b項1号、c項1号)。前者はすでに一九七〇年末から政府証券等について喪失・盗難証券のチェック・リスト制度を運営しており、これに新制度を被ぶせれば、実務上何の混乱も生じないと判断されたためである。⁽¹⁴⁾

しかし試行期間中に喪失・盗難証券に関するデータ・ベースが二本建てとなるのは好ましくなく、一本のデータベース (Central database) に統合すべきだとの意見が高まったので、SECは制度の本格実施時期に規則を改正して「然るべき補助機関」に関する部分を削除し、一九七九年七月一日からデータ・ベースの統合を実施した。⁽¹⁶⁾

これにより、本制度の運用担当者はSICに集約されることになった。

(10) 任意の報告及び照会 各報告機関は、制度上報告又は照会を義務付けられていないすべての証券についても、S

ECに喪失・盗難等について報告及び照会を行なうことができる。

またSECは、書面による申請又はSEC自身の判断により、いかなる人又は法人(entity)をも公益及び投資者保護のために適当かつ必要と認められる条件のもとに、本制度による報告及び照会を許可することができる(9項)。任意参加者についてSECは、報告機関に含まれていない外国銀行、保険会社などの金融機関を念頭に置いていようである⁽¹⁷⁾。

- (1) フロア・トレーダー、フロア・ブローカー及びスペンチャリストがこれに当たる (SEC Release No. 34-15867)。
- (2) SEC Release No. 34-13832。
- (3) CUSIP 又は Committee on Uniform Securities Identification Procedures の略称である。同委員会は国法証券取引所、上場証券や全国気配案内所 (National Quotation Bureau) が発行しているピント・シート (店頭取引銘柄の気配の一覧表で、用紙の色からこの名が付いた。) に収録されている証券など、全国的に取引されかつ全般の利益に係わると認められた証券に認識番号を付し、投資者に証券の流通性の判断基準を与えることを目的としている。一九七五年五月時点で約百二十万銘柄がこの番号を取得している。なお、券面が発行されない証券にはこの番号は与えられない。現在、この業務はスタンダード・アンド・ブーン社が担当している (SEC Release No. 34-15867, note 11, No. 34-22671, Nov. 29, 1985)。
- (4) SEC Release No. 34-15867, note 14。
- (5) 2404 はこの種の機関として、(1) 地方警察 (Local Police Department)、(2) 連邦捜査局 (FBI) 及び(3) 連邦秘密警察 (U.S. Secret Service) を挙げ、その選択のガイド・ラインを示している (Release No. 34-13832, note 10)。
- (6) Financial Industry Number Standard number の略称である。デポジタリー・トラスト・カンパニーが請求に応じて番号を付与する。同社はFINS案内を発行し、FINS番号の検索の便をはかっている。
- (7) SEC Release No. 34-13832。
- (8) SEC Release No. 34-15683 (March 29, 1976), note 26。
- (9) SEC Release No. 34-15292。
- (10) 具体的には間接照会者と直接照会者との間の契約書が主なものである (SEC Release No. 34-15867, "Direct/Indirect Inquiry" の項を参照)。

- (11) SEC Release No. 34-13053, "Designation of an Outside Entity" の項参照。
- (12) SEC Release No. 34-13538 (May 12, 1977).
- (13) SEC Release No. 34-13832, note 6.
- (14) SEC Release No. 34-13832, Appendix III.
- (15) SEC Release No. 34-15683. 上の通牒では一九八〇年末の統合を提案していた ("Dual Appropriate Instrumentalities" の項を参照)。
- (16) SEC Release No. 34-15867 ("Creation of a Central Data Base" の項を参照)。
- (17) SEC Release No. 34-13832 ("permissive inquiry" の項を参照)。

三、報告・照会制度の運用状況

喪失・盗難証券の報告、照会制度は、パイロット・プログラムによる二年の試行期間を加えると既に十年の実績を有している。そこで、公表された報告書等をもとに、関係者へのヒアリングの結果なども加えて、運用状況につき概観してみたい。

(1) 指名機関に求められる能力 指名機関はSECに代り報告を受け照会に応じなければならないので、一定の能力を備えたものであることが要求される。SECはSICの前身であるオーテックス社の指名の際に、指名機関に求められる要件は次の通りであると述べている。⁽¹⁾

①SECのために報告を受領し、照会に回答し、これらの記録を保持し、名義書換代理人に対し報告の受取書を発行し、報告機関から制度運用のためのコストをまかなうためSECの認めた手数料を徴収しなければならない。

②電話、郵便、テレックス及び他の手段による報告又は照会を受付け、文書 (hard copy) によるその確認を報告機

関に送付し、報告機関名による照会記録を維持する能力を備えていなければならない。

③その業務運営は能率的 (businesslike) でかつ最高の基準に従って遂行されることを保証しなければならない。

④その作成するデータ・ベースは、すべての紛失・喪失又は盗難証券の報告が記録され、さらにその他SECが指定する報告をも記録できるだけの容量 (capacity) を備えていなければならない。

⑤報告、照会、確認、訂正等に関するSECの検査に即応できるように、最新のかつ真実の記録が保持されなければならない。指名機関の対応についても同様である。なお記録にはそれらが行われた時間及び方法も含まれることを要する。

さらに報告機関に対し指名機関が請求した勘定書き及び指名機関が受取った金額の計算記録をも、SECの検査に應じ得るように作成しなければならない。これらの暦年毎の記録は三年間保存することを要する。

なお、指名機関はSECに対し、同委員会が適当かつ必要とする内容の年次報告書を提出しなければならない。

⑥指名機関が維持する規則一七f—一により受取った報告及び照会並びにこれらに対する確認書や計算関係その他の情報はすべてSECの財産である。したがってSECの請求に応じ、その一部又は全部の真実、正確かつ完全な写しを提出しなければならない。

⑦その他SECが指示する合理的な条件をすべて受入れなければならない。

(2) 指名機関への登録、報告、照会の実際 SECが定めた指名機関を通ずる具体的な手続は次の通りである。⁽²⁾

①報告機関の登録。登録は所定の様式により行なわねばならない。様式はI部 (Part I) からIV部までに分かれています。報告機関の種類により使い分けられる。

I部IIすべての報告機関が記入する。記載事項は、(i)名称及び住所 (郵送先)、(ii)FINS番号、(iii)担当者の氏名、役職、電話番号、(iv)報告機関の種類 (type)、⁽³⁾ (v)報告機関の規模で、⁽⁴⁾ (vi)と(v)は該当欄に印を付けねばよい。

Ⅱ部Ⅱ直接照会者 (Direct Inquirer) となることを希望する者のみが記入する。直接照会者は所定の登録手数料及び照会手数料の支払義務を負う。記載事項は、(i) 連絡場所 (Access Station)⁽⁵⁾、(ii) 報告、照会毎の確認文書送付希望の有無⁽⁶⁾、(iii) 手数料支払いの同意 (代表者の署名を求められる。) である。

Ⅲ部Ⅱ間接照会者 (Indirect Inquirer) となることを希望する者のみが記入する。記入事項は照会を依頼した直接照会者名のみ (空欄に記入) で、間接照会者の代表者が署名する。

Ⅳ部Ⅱすべての報告機関が記入する。記載事項は、(i) 契約書欄 (代表者の署名を求められる。)、(ii) 報告作成者の氏名、役職及び署名である。契約書の骨子は、SEC規則による制度への参加の確認及びSECがSICを指名したことの確認並びに不可抗力等による損害に対する免責の許容である。

② 喪失・盗難等の報告。報告すべき事項は、(i) 証券の喪失・盗難、紛失又は偽造、(ii) 喪失、盗難又は紛失と報告した証券の回収、(iii) 回収以外の事由による報告事項の訂正である。

報告はSEC所定の様式 (Form X-17F-1A) により、予め届出である担当者が署名をして指名機関に郵送する。報告事項は、報告書の受理後一日以内にコンピュータのデータ・ベースに入力される。

予備報告 (Preliminary report) は電話又はテレックスによって可能であり、この方法をとることが奨励されている。この場合の報告事項は (i) FINS 番号、(ii) CUSIP 番号、(iii) 証券の記番号及び、(iv) 犯罪の可能性の有無である。なお、必ず正規の様式による報告書を後から送付しなければならない。

指名機関は、週単位で報告確認書を報告機関に送付する。

③ 喪失・盗難等の照会。前述のように直接照会と間接照会とがある。

(i) 直接照会Ⅱ直接照会とは電話、テレックス又は郵便のいずれでもよい。電話による照会は、予め定められた特定の電話番号を通じ、照会者のコード番号、照会対象証券のCUSIP番号及びその証券の記番号をオペレーターに告げ

て行なう。その際、後の確認のための照会番号(Validation Number)⁽⁷⁾が与えられる。郵便又はテレックスによる照会の場合も電話の場合と同様の事項を記載しなければならない。これらに対しては指名機関から受取書が送付される。

照会を受けたオペレーターは、指名機関が有するコンピュータのデータ・ベースにより喪失・盗難等の報告の有無を調査し、若し報告があることが発見された場合は、報告に合致(Match)した旨が照会者に伝えられる。この場合、犯罪の可能性がなさそうなときは、当該報告を行なった報告機関にどう接触(Contact)したらよいかについての指示(instruction)も通知される。また合致の旨は、照会者名と共に当該報告者にも通知される。

調査の結果が喪失報告無しであった場合には、その旨の確認書が照会者に郵送される。前述のように登録の際に追加手数料を支払った照会者に対しては、照会の都度確認書(報告の有・無の双方につき)が送付される。

(ii)間接照会Ⅱ登録届出書に記載した特定の直接照会者を通じ、予め契約で定めた方法により照会を行なう。従って指名機関とは直接関係を持たないから、手数料の支払いを求められることもない。照会に要した費用は契約の定めに従って分担することになろう。

④手数料。前述した登録の手数料及び確認に関する特別の手数料の他に、利用料(Usage)が徴収される。これはこの制度運用に関する費用をまかなうためである。利用料は四半期毎に見込利用回数で直接照会者の規模に応じて配分し、それぞれの負担額を算出の上、第一次連絡場所宛に請求書を送付して徴収するという方法がとられている。第1表は、一九七九年の実績(一日当り千件)をもとにした利用料の配分案(単位ドル)である。

(3)制度の利用状況 指名機関は毎年SECに対し報告書の提出を義務付けられている。最近四年間の報告書を入手できたので、これをもとに利用状況を紹介しよう。

①報告機関の登録状況。第2表の通り一九八六年末の総数は二万三百八社で、年々増加している。もっとも、直接照会者は僅か二千三百二十四社で、全体の一一・四%にすぎない。特に小規模の報告機関は殆んどが間接照会者を選

(第1表)

Type	Size	Estimated Annual Usage Charges		
		If 500 Direct Inquirers	If 1000 Direct Inquirers	If 1500 Direct Inquirers
Banks	Amounts of Deposits			
	Over \$1 Billion	3200	3000	2800
	\$500 Million to \$1 Billion	1600	1500	1400
	Less than \$500 Million	150	100	75
Securities Organizations	Annual Revenue (Most recent fiscal year)			
	Over \$25 Million	3200	3000	2800
	\$5 Million to \$25 Million	2100	1800	1600
	\$500,000 to \$5 Million	600	500	400
	Less than \$500,000	300	250	200
Non-Bank Transfer Agents	Number of Shares Issued Last Year			
	100,000 shares or more	150	150	150
	Less than 100,000 shares	50	50	50

(第2表) 報告機関の登録状況 (各年末)

業種別	1983		1984		1985		1986	
	社	%	社	%	社	%	社	%
銀行	12,432	66.4	12,539	65.5	12,542	63.9	12,689	62.5
	1,277	62.0	1,221	58.1	1,229	55.6	1,248	53.7
	(573,653)	[449.2]	(594,550)	[486.9]	(623,075)	[506.9]	(582,230)	[466.5]
証券会社	5,728	30.5	6,037	31.5	6,470	33.0	7,015	34.5
	626	30.4	726	34.6	828	37.5	933	40.1
	(424,735)	[678.5]	(497,213)	[684.9]	(546,945)	[660.6]	(540,079)	[578.9]
名義書換代理人	559	3.0	579	3.0	590	3.0	604	2.9
	155	7.5	153	7.3	152	6.9	143	6.2
	(15,246)	[98.3]	(16,320)	[106.7]	(16,951)	[111.5]	(15,410)	[107.8]
合計	18,719	100.0	19,155	100.0	19,602	100.0	20,308	100.0
	2,058	100.0	2,100	100.0	2,209	100.0	2,324	100.0
	(1,013,634)	[492.5]	(1,108,083)	[527.7]	(1,186,971)	[537.3]	(1,137,719)	[489.6]

注. 1. イタリック体は直接照会者数。

2. ()内は年間支払利用料。[]内は直接照会者1社当たり(単位ドル)。

扱っている。業種別に見ると、銀行は報告機関該当行が一万四千五百行なので、八七・五%が登録済みである。また証券会社は対象会社数が七千七百八十八社なので、登録率は九〇・〇%とかなり高い。これら二業種を比べると、証券会社の方が直接照会者の割合が相対的に高いのが注目される。

②利用料の負担状況。利用料の支払額は第2表にカッコ書きで示した通りで、直接照会者一社当り年間四百九十ドル弱である。業種別に見ると証券会社が五百七十九ドル弱と最も大きいのが、年々低下している。もっとも規模別最上位ランクの平均支払額は、銀行・証券共に三千四百八十一ドルである。

③報告の状況。第3表の通り一九八六年の喪失報告は五十九万七千枚強、五十一万四千件弱で、一件当り一・一六枚である。業種別には銀行が多く四一・二%を占めている。証券種類別には第3表の通り普通株が圧倒的に多く、全体の八四%に達している。

これに対し回収報告は十三万五千枚強、十一万二千件弱で、それぞれ喪失報告に対し二二・六%、二一・八%に当る。

これらの合計は七十三万二千枚弱、六十二万六千件弱で、一日平均二千四百六十三件である。なお電話による報告(予備報告)は僅か三千五百三十三件で、全体の〇・六%にすぎない。

④照会の状況。照会状況は第5表の通りで、一九八六年は八十四万七千件弱、八十九万五千枚弱で、その数は年々増加しており、年間の照会枚数は報告枚数を上回っている。照会件数のうち九四・六%が電話照会で、照会者は証券会社が七九%弱と圧倒的に多い。

照会のうち喪失報告有りとされたのは表中カッコ書きの通りで、五百九十六件と全体の僅か〇・〇七%である。

直接照会者は二千三百二十四社であるから一社当りの照会件数は三百八十五件となり、一日一件以上の照会が行なわれている勘定である。また照会証券は二百五十六万六千余枚で、一件当り二・九枚となっている。

(第3表) 報告(喪失・回収)状況(各年間)

業種別	1983		1984		1985		1986	
銀行	枚	324,264	枚	290,419	枚	225,844	枚	297,242
	%	54.8	%	47.9	%	36.9	%	40.6
		263,731		242,759		188,947		245,773
証券会社		60,533		47,660		36,897		51,469
		51.1		41.7		35.3		38.1
		81,139		86,838		89,007		98,843
名義書換代理人		61,437		68,369		71,617		73,410
		13.0		13.9		14.1		12.3
		19,702		18,469		17,390		25,433
その他		182,038		165,416		288,911		330,516
		30.6		27.0		47.3		45.8
		37,471		32,508		49,069		57,515
合計		3,495		63,628		6,903		5,248
		0.6		10.5		1.1		0.7
		2,914		47,908		5,817		4,523
合計		581		15,720		1,086		725
		0.5		13.7		1.0		0.5
		590,936		606,301		610,665		731,849
	100.0		100.0		100.0		100.0	
	(312,452)		(369,579)		(540,146)		(625,621)	
	472,649	100.0	491,944	100.0	506,223	100.0	596,707	
	(255,369)		(298,256)		(438,501)		(513,844)	
	118,287	100.0	114,357	100.0	104,442	100.0	135,142	
	(57,083)		(71,323)		(101,645)		(111,777)	

注.ゴシック体は小計,明朝体上段は喪失報告,下段は回収報告。カッコ内は件数。

(第4表) 証券種類別喪失報告状況(各年間)

業種別	1983		1984		1985		1986		
銀行	普通株	枚 152,819	% 49.1	枚 167,250	% 44.3	枚 150,375	% 36.1	枚 197,575	% 39.4
	優先株	3,073	12.5	3,661	42.6	4,410	41.9	5,905	38.7
	債券	17,522	51.3	52,444	73.2	14,137	37.1	30,357	64.1
	その他	90,317	88.0	19,404	56.4	20,025	49.1	11,936	36.5
証券会社	普通株	39,239	12.6	40,919	10.8	37,463	9.0	49,234	9.8
	優先株	1,422	5.8	1,332	15.5	1,109	10.3	1,518	10.0
	債券	11,923	34.9	17,038	23.8	18,719	49.1	12,961	27.4
	その他	8,853	8.6	9,080	26.4	14,326	35.1	9,697	29.7
名義書換代理人	普通株	116,934	37.6	122,653	32.5	224,745	54.0	250,966	50.0
	優先株	19,985	81.4	3,446	40.1	4,818	44.9	7,740	50.8
	債券	4,134	12.1	1,477	2.1	2,431	6.4	3,755	7.9
	その他	3,514	3.4	5,332	15.5	7,848	19.2	10,540	32.2
その他	普通株	2,280	0.7	46,551	12.3	4,000	1.0	3,619	0.7
	優先株	66	0.3	151	1.8	397	3.7	85	0.6
	債券	568	1.7	627	0.9	114	0.3	294	0.6
	その他	—	—	560	1.6	1,306	3.2	525	1.6
合計	普通株	311,272	100.0	377,373	100.0	416,583	100.0	501,394	100.0
	優先株	24,546	100.0	8,590	100.0	10,734	100.0	15,248	100.0
	債券	34,129	100.0	71,586	100.0	38,101	100.0	47,367	100.0
	その他	102,684	100.0	34,395	100.0	40,805	100.0	32,698	100.0

(第5表) 照会状況 (各年間)

種 別		1983		1984		1985		1986	
枚 数	銀行	636,511 (620)	28.1%	924,996 (975)	34.8%	622,454 (914)	20.5%	488,582 (400)	19.1%
	証券会社	1,625,873 (2,354)	71.8	1,726,590 (2,250)	65.0	2,406,276 (2,085)	79.4	2,074,264 (840)	80.9
	名義書換 代理人	1,235 (21)	0.1	7,300 (4)	0.3	574 (1)	0.0	477 (1)	0.0
	合計	2,263,619 (3,321)	100.0	2,658,886 (3,402)	100.0	3,029,304 (3,022)	100.0	2,563,323 (596)	100.0
件 数(照会番号による)	銀行	214,143 (231)	30.9%	314,677 (247)	43.3%	223,174 (377)	26.4%	192,546 (177)	21.5%
	証券会社	476,816 (508)	68.9	407,482 (569)	56.1	620,683 (640)	73.5	702,181 (407)	78.5
	名義書換 代理人	394 (20)	0.1	4,136 (4)	0.6	242 (1)	0.0	218 (1)	0.0
	合計	691,353 (850)	100.0	726,295 (839)	100.0	844,099 (1,036)	100.0	894,945 (596)	100.0
電話	608,490	88.0	640,049	88.1	774,244	91.7	846,754	94.6	
郵便	67,482	9.7	78,270	10.8	60,582	7.2	39,915	4.5	
テレックス	15,381	2.3	7,976	1.1	9,273	1.1	8,276	0.9	

注. カッコ内は報告有り。

しかし間接照会者も含め二万三百八社が毎日受入れる証券につき照会を義務付けられているにしては、右の数字は余りにも小さすぎる感なしとしない。これは適用除外証券があるほか、対象証券についても報告機関からの受入れ分など大口が除かれるうえ、振替決済 (Bookentry System) など現物によらない受渡を行う証券が増え、券面の不動化 (Immobilization of Certificate)⁽²⁾が進んでいるためと思われる。

⑤ 利用者の評価。この制度の評価につき、現地でヒアリングを試みたところ、おおむね好評であった。或る大手ブローカーは、シンプルでコストも安く、セーフ・ガードとして有用だが、外国証券会社が任意参加な点は不満としている。またわが国の総合証券に匹敵する全国規模の或る証券会社では、過去に遡ってチェックができ、事故証券受入れによる取引ストップの危険が無く、指名機関の確認書は法廷での証拠として有用で訴訟費用の節減にもつながる。この制度が無かった頃は証券の有効性の確認に一週間も要したが、現在は五分で済む。照会のために人員を増やす必要はないと高く評価している。

(一) SEC Release No. 34-13538.

- (2) SEC Release No. 34-15292.
- (3) 報告機関として規則が指定している業態（連邦準備制度の会員、国法証券取引所等）が番号を付して列記されている。
- (4) 銀行は預金残高十億ドル超、五億ドル以上、五億ドル未満の三区分、証券会社は年間収入二千五百万ドル超、五百万ドル以上、五十万ドル以上、五十万ドル未満の四区分、名義書換代理人（非銀行）は発行株式数（前年末）十万株以上、同未満の二区分に分かれている。
- (5) 第一次（Primary A.S.）と第二次（Secondary A.S.）とがあり、直接照会者は必ず第一次を設けなければならない。第二次は任意で複数置くことができる。登録料は第一次は年額二十ドル、第二次は年額各十ドルである。連絡場所には指名機関から月次報告書が郵送される。
- (6) 希望する場合は四半期毎に第一次連絡場所宛に確認文書が送付される。四半期毎に二十ドルの手数料が徴収される。
- (7) 照会番号は証券番号によりグループ分けして与えられる。したがって一件の照会につき一つの番号が付されるわけではない。例えば証券番号が一〇〇・一〇三・一〇五・一〇一〇という証券の照会があれば、三つの番号が付される。
- (8) SECによれば、SEC社の運用経費は一九七九年が八十万七千ドル、一九八〇年が七十五万七千ドルであった（SEC Release No. 34-15683, note 39）。
- (9) FDIC, Statistics on Banking, 1985.
- (10) SEC, Monthly Statistical Review, Sept., 1986.
- (11) 照会番号数によった。したがって実際の件数より多い。
- (12) SECによれば、連邦政府及び機関の発行証券の八七%が振替決済に入っているという。またSECは、喪失証券の報告・照会制度は券面を前提とするが、券面の不動化ないし消滅（Elimination）推進の基本姿勢は変わらないとしている（SEC Release No. 34-13832）。

むすび

以上のようにアメリカの証券に関する喪失・盗難等の報告・照会制度は、SECが提案を公表して関係者の意見を

求め、パイロット・プログラムによる試行期間にまた問題点を洗い出して修正するという、慎重かつ実地的な手法により構築され、着実に機能を高めているようである。

特に注目されるのは、制度の目的に反しない限り実務面の負担の軽減をはかるため、報告義務者や対象証券の範囲を狭める反面、任意利用を認めるなど弾力的な態度がとられていることである。

また絶えず実情をチェックして改善を加える努力が依然として続けられていることも注目に値しよう。すなわち、ごく最近も、一九八六年一〇月に証券取引所法一七条f項を一部修正し、政府証券のブローカー及びディーラーを報告機関に加える一方で、政府証券に関する財務省への報告の規定を削除することとし、本年七月二五日から実施したこれに対応してSECは規則一七f-1に修正を加える提案を行なっている。⁽¹⁾ その骨子は①報告機関からの除外を拡大し、券面を発行しない証券、総括券面(Total certificate)⁽²⁾又は名義人も実質所持人も譲渡可能な券面を取得することのない証券のみを取引対象とする報告機関を除外機関に含める。②現在適用を除外されている記名式政府証券、CU SIP番号の無い証券及び債券の利札を報告対象に含め、①で述べた証券と入れ替える。③金額による適用免除限度を現行の一万ドルから五千ドルに引下げる。④券面を売却した顧客からその券面を報告機関が買入れる場合などの人的適用除外を狭くする。⑤「然るべき法律執行機関」、「券面不発行証券」及び「総括券面証券の発行」の定義規定を新設する。⑥專業名義書換代理人を照会義務から明確に除外する。⑦最初に喪失、盗難等の報告をした報告機関のみが回収の報告義務を負うことを明確にする。などである。

わが国の試案が提案している新しい株券失効制度に関連して照会機構の新設を検討する場合には、アメリカのように、例えば株券の保管振替決済制度の完全実施を待つとか、金融機関や証券会社からの直接受入分については専門業者にも善意取得を認めるなど、照会事務負担の合理的な軽減が考慮されるべきものと思われる。

(1) SEC Release No. 34-22671 (Nov. 29, 1985).

(2) 新規発行株式の全部を対象に一枚の大券を発行して寄託し、振替決済により受渡を行なうなどの目的で発行される超大株券がその適例である。

(3) 記名式政府証券を加えるのは、記名式証券の取引も多く、受渡の際に照会を要するものと要しないものが混在すると実務上却って煩雑になるとの意見が多く寄せられたことによる。